

公立豊岡病院ドクターカー運行要領

(改正第5版)

第1版	平成22年12月5日発行
第2版	平成23年10月7日改正
第3版	平成23年12月1日改正
第4版	平成24年10月1日改正
第5版	平成25年4月1日改正

公立豊岡病院

ドクターカー運行要領

(目的)

第1条 この要領は、公立豊岡病院但馬救命救急センター（以下「救命センター」という。）所属のドクターカーに、救命センターの医師、看護師、運転手、その他救命センター長が必要と認めた病院研修中の救急救命士（以下「救命士」という。）等が乗務し、救命処置等の必要な救急患者が発生した救急現場に出場して医療行為を行うことによって、地域住民の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

(出動範囲)

第2条 ドクターカーの出動範囲は以下の消防本部の管轄内とする。

- (1) 豊岡市消防本部
- (2) 南但消防本部
- (3) 美方広域消防本部

(運行時間)

第3条 ドクターカーの運行時間は、午前6時から午後11時までとする。

(乗務員)

第4条 ドクターカーに乗務する者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 運転手
- (4) 救命士及び救命センター長が必要と認める者

(編成方法)

第5条 ドクターカーに乗務する者の編成は、前条各号に掲げる者の中から、救命センター長が行う。ただし、救命士の乗務は、その所属する消防本部の長の承認を事前に得た者とする。

(出動要請)

第6条 第2条各号に規定した消防本部（以下「消防本部」という。）が119番通報受信時又は救急隊等が救急現場に到着した時点で、「ドクターヘリ要請基準」に基づき、早期に医師による治療を要すると判断した場合に、ドクターカーの出動を要請できるものとする。

(出動要請から出動までの方法)

第7条 消防本部は、公立豊岡病院のドクターヘリ運航管理室に設置されている「ドクターヘリ要請ホットライン（電話番号0796-22-9911）」へ出動要請を行うとともに、必要に応じてドッキングポイントを連絡するものとする。

2 出動要請を受けた運転手は、ドッキングポイント等の出動場所の必要事項を確認し、医師、看護師への連絡を行い出動する。

(現場到着方法等)

第8条 ドクターカーが直接現場に向かう場合は、地図等により出動場所を確認すると共に、消防本部通信指令室及び出動救急隊と連絡をとりあい、臨機応変に対応することとする。

2 病院に向かう救急車とドッキングする場合、ドクターカーはあらかじめ申し合わせたドッキングポイントに向かうものとする。

(要請のキャンセル)

第9条 消防本部は、救急現場へ到着後に救急患者の詳細な状況が判明し、要請基準に合致しない場合等で医師の現場派遣を必要としない場合や、救命の可能性が無いと判断した場合は、要請をキャンセルすることができる。

(通信方法)

第10条 ドクターカー乗務員は、専用の携帯電話及び消防無線機を使用し、消防本部通信指令室及び出動救急隊等と連絡をとるものとする。

(現場活動)

第11条 救急活動は次の各号のとおりとする。

(1) 救急患者は、原則として現場出動した救急車に収容する。

(2) 乗務員及び救急隊員並びに消防車両で出動した隊員は、互いに協力して救急患者の救護に当たる。

(3) ドクターカー及び救急車で出動した救命士は、ドクターカーに乗務する医師の指示により、特定行為等を実施することができる。

(現場指揮等)

第12条 災害、事故等の現場における指揮は、ドクターカーを要請した消防本部が行い、ドクターカーは、その指揮下に置かれる。

2 現場指揮者の指示によりドクターカー乗務員の安全が確保された場合、現場の医療行為については、ドクターカーに乗務する医師及び看護師が行うものとする。

3 現場指揮者は、ドクターカー乗務員の安全が確保できない場合、現場に立ち入らせないことができる。

(病院選定)

第13条 救急患者は基本的に救命センターへ搬送するが、現場の状況や救急発生場所等の状況によってはこの限りでない。

(活動報告)

第14条 ドクターカーを要請した消防本部の救急隊等の長は、別紙2のドクターカー出動報告書に必要事項を記載し、救命センター長及び救急隊等の所属する消防本部の長に報告する。

(事後検証)

第15条 救命センター長が必要と認めた場合は、ドクターカーで出動した医師及び救急隊が行った救急活動を検証することができる。

(ドクターカーの積載資器材)

第16条 ドクターカーに積載する資器材は、適宜救命センター医師又は看護師が必要な資器材を選択し出動することとする。

なお、資器材の整備・補充は救命センターが行うものとし、運行前の点検は、その日のドクターカーに乗務する医師又は看護師が行う。

(車両整備)

第17条 ドクターカーの車両整備は、公立豊岡病院組合が行うものとする。
ただし、日常の運行前点検はその日のドクターカーに乗務する運転手が行う。

附 則

この要領は平成22年12月5日から施行する。

附 則

この要領は平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年 4月1日から施行する。